

報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第13号(番号1)読み上げて説明

議 長 はい、ありがとうございます。次のページに行きます。報告第14号農地法第18条第6項の規定による届出について説明をお願いいたします。

事務局 報告第14号農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第14号(番号1)読み上げて説明

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして次のページの議案第25号、それでは議案審議に入ります。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号(番号1と番号2)読み上げて説明

議 長 はい、ただ今事務局より説明がございました。続きまして番号1番、2番とあります。番号1番について担当委員さんの説明をお願いいたします。はい、17番高橋さんお願いします。

17番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして番号2番、担当委員さん。はい、9番仲摩さんお願いします。

9番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございます。担当委員さんより説明がございました。それでは審議をいたします。質問のある方は挙手をして、名前を言ってからお願いいたします。はい、ありませんか。それでは無いようでしたらこの案件に賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、総会で承認をいたします。

事務局 続きまして議案26号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いいたします。

議案書の4ページをお開き下さい。

議案第26号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第26号(番号1と番号2)読み上げて説明

議 長 はい、ありがとうございます。今事務局より説明がございました。それでは番号1番、2番については担当委員さんより説明をお願いいたします。はい、田吹さんお願いします。

23番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして番号2番、担当委員さ

ん。はい、田中さんお願いします。

19番推進委員
議 長

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

はい、ありがとうございました。番号1番、2番について担当委員さんより説明がございました。この案件について質問のある方どうぞお願いいたします。はい、仲摩さんどうぞ。

9番委員

9番仲摩です。この赤で囲んでいるこの場所のことですか。宿舎。これ何ですか。〇〇〇〇小屋と書いてある。

19番推進委員

どんぐり小屋というのは道の右側ですけど、昔の〇〇モータスのところ。

9番委員
議 長

わかりました。よろしいです。

そこに宿舎を建てるということですね。

19番推進委員

〇〇〇〇小屋というのは道の右側です。昔の〇〇モータスなのですけど。宿舎を建てる所は左側のハウスがあって、その赤い線でした部分です。横に駐車場がありますけどその部分です。その赤で下の写真でなっているここら辺という感じで。

議 長

宿舎というのは従業員さんの宿舎。

19番推進委員

そうです。

議 長

ああそうですか。今までなかったということ。

19番推進委員

今までなかった。

議 長

従業員さんがここで寝泊まりできるということですね。

19番推進委員

そうですね。

議 長

他にございませんか。無いようでしたらこの議案第26号について賛成の方は挙手をお願いいたしたいと思います。はい、ありがとうございました。全員賛成ということですので、この案件については第4条でございますので、県の方に送りたいと思います。続いて次のページ議案第27号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書の5ページをお開き下さい。

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第27号（番号1から番号2）読み上げて説明

議 長

はい、事務局より説明がございました。それでは番号1番、2番とあります。番号1番について担当委員さんより説明をお願いいたします。高橋さんお願いします。

17番推進委員

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長

それじゃあ、事務局説明をお願いいたします。

事務局 前回の総会で疑問点として上がりました5年間の盛土計画というところと土羽の分ですね。何もしないのかというところについてなんですが。その後確認を取ったところ5年間の計画というところについては1年間工事をしていくなかで出た土砂を使って埋め戻しを行っていくというところで、一年当りのおおよその量を出していただきまして、全体を埋め上げるのに対してまあ約5年程度かかるだろうというところの見通しが立っているというお話と、土羽については法尻のところについて土嚢を置いて流出等の対策については取りますというところで返答はあっております。以上になります。

議長 はい、続きまして番号2番。はい、仲摩さんお願いします。

9番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございました。番号1番、2番について今担当委員さんより説明がございました。何かご質問のある方、質問をお願いします。

23番推進委員 さっき高橋さんの件ですけど、土嚢でと言うたが、5年も土嚢を置いていてそのまま大丈夫なのですかね。直射日光さらされて。トンバックでもやっぱり劣化があるのでは。

事務局 大きさまで聞いてないんですけど。

10番委員 高橋さん、場所はどのあたりですか。

17番推進委員 場所はですね、〇〇工業の真裏位になるのですが、道としては旧道を行きよると神社が上にあるのをご存じですかね。〇〇神社というのですが。そこから〇〇に入って行く道があります。それを右に上がると高速のインターに行く道に出て左に行くとその高速に。インターに行く道の下をくぐって行くようになります。その下をくぐるところの直ぐ〇〇側の方を覚えてもらうと田が2枚ほどあいていると思います。それと今造成を、その高速に行く取り付けの道のちょっと下を今造成しています。

10番委員 なんか今埋めよるよね、あれとは違うの。

17番推進委員 あれとは違います。

23番推進委員 高速を降りてきたら〇〇のところで橋を渡るじゃないですか。橋を渡ったら〇〇さんが作りよった田圃が右側にあったわね。あれの反対側に左に降りていく作業道みたいなのがあって、その下側でしょう。

17番推進委員 いやいや違う、違う。高速に行く道があるじゃないですか。上を通っているじゃないですか。下を〇と言うのですが。〇という所の、どういいますかね、そのトンネルみたいになっているのですよ。そこから見たときに左側の〇〇工業に面した部分ですね。

23番推進委員 だから上の橋のバイパスを渡るじゃない。そこの下じゃないの。

17番推進委員 まあ、ざっくり言えばそうなのですけど。

10番委員 あのね、道から見よると造成しよるじゃあないね。

17番推進委員 あそこの下です。

10番委員 あれとは違うの。

17番推進委員 あれとは違います。

10番委員 あれは何しよるとやろう。

17番推進委員 何でしょう。

10番委員 黙って埋めているのかと思って。

17番推進委員 あそこは全然違います。その下の田と田に挟まれた間の2枚ですね。

10番委員 今埋めよる所が田圃じゃないかと思ってね。黙って埋めよるのかなと思って。それだったらちょっと問題だなと思って。

17番推進委員 今年田を作っていない。道もないし、その橋の下とこから行けばいけないこともないぐらい。とにかく〇〇工業、道路の下をくぐった時に一番先の橋から〇〇工業の方を見たら田圃が2枚ある。そこが言われる所です。だから横にもう一枚田があってその下を川が、〇川というのが流れよる。2年前に川が氾濫して牧さんとかあそこの田圃が沈んだ。

10番委員 私が言よるとはね、高速に行く道から見ると、崖のようになっているとこの下をもう向こうから半分ぐらい埋め立てていてね。

17番推進委員 そう、埋めていますね。

10番委員 あれは誰とどこに埋めよるかと思って。

議長 あれは土砂崩れの工事のやつかね。

17番推進委員 いや、違うと思う。

事務局 今飯田さんがおっしゃっていました分については平成28年に転用許可が出て、許可が下りている分になります。

10番委員 出ていると、それならいいけど。あれかなと思って。事前着工しよるとかと思って。

議長 今埋めよるとそこは。

事務局 そこについてはもう工事は終わっているという所で、そこだとちょっと足りないのでも今回の申請が出ているような形になります。

10番委員 同じ人が申請しているとね。まだ半分ぐらいしか埋めてない。

事務局 一応本人の話では終わったということ。

10番委員 終わっとらん。まだ残っている。上から見ると。

事務局 道の高さまでこないということだと思うのですよね。

10番委員 じゃけど、向こうから半分ぐらい埋めてきている。まだ半分残ってい

る。28年に埋めていけば問題が無いね。高さは結局どのくらい埋め立てるのかな。

事務局長

なんか今埋めている所位まで上げたいみたいです。

10番委員

あそこまで。

事務局

そうですね。はい。同じ高さになるようにとは。

事務局長

平成28年に〇〇工業さんが一回転用許可を得て、今道路から斜め下に見える位までの高さ埋め上げているそうなのですよ。今度もし転用がかなえばその高さぐらいまで埋め上げておんなじ面積で少し広くしたいという。

18番推進委員

それで何に。

17番推進委員

資材置き場。大体水道工事が主な方で資材を置く場所がないということ。

20番推進委員

〇〇石油の息子やね。

17番推進委員

そうです。あそこの高速のインターがある所の上の方に家がある所です。

事務局長

ちょっと、また事務局でどの程度の高さになるかと土嚢は植生土嚢を使うのかどうかだけ確認をします。

10番委員

ごめんけど、保留にしましょう。

議長

じゃあ、あの番号2番ちょっと聞きたいのですが、これ全部の面積にすると3200㎡ですかね。これ全部その土地を造成するという訳じゃないですね。〇団地という所は。

事務局

結局ですね、最終的な出来上がりとしましては今ある住宅地、〇団地全体を造成しまして宅地として分譲地として使っていくというところで上がっています。なので、ここ全部土地としては造成をして宅地になるようにはなっております。そうですね、道路の高さまで一緒になるということ。

事務局長

多分総合計画のなかで一回、今古くなった〇住宅部分を含めて、全体を整備し直して区画として販売するというイメージになります。

8番委員

隣近所と家が写っているけど、赤の枠内は分かりますが、隣に家が何軒かありますよね。この分を了承中かね。その辺はいいと。例えばどういのが建つかは分かりませんが。

事務局長

いえ。この横が〇住宅です。家が。

8番委員

これが住宅。

事務局

かなりもう老朽化しているので一体的に整備をし直すということで。

8番委員

あ、そういうことでもいいの。あ、そういうこと。

議長

ここ一番、非常に利便性が良いので。

- 事務局長 全体整備のなかで、やっぱりこの用地も繋がりがあるといことで今回計画されたのだと思う。
- 議長 他に質問ございませんか。番号1番については副会長の方から再度保留にしたほうが良いのではないかなという意見も出ましたが、皆様方どうでしょうか。いずれにしても、ここはあと土の問題だろうと思うのですけど。土が十分確保できれば早い段階でもう造成が出来るのではないかなというふうに思いますけど。
- 10番委員 実際現地を見に行つて、前28年の時に申請が下りている所も半分しか出来ていない。見に行つてみないと。そしたら、下の段をまたその高さまで上げるというのは、ものすごく土の量がいるよ。何mか上がるよ。こりゃあ土囊じゃ。もう一遍見てみないと。
- 4番委員 農業委員会が行つて見て判断しては。
- 議長 はい、今そういった意見もありまして番号1番については再度保留。これ決して反対ではないのですけど、再度やっぱり用心に越したことはないからですね。もう一度保留ということできたいと思いますので、番号2番についてご質問がなければ賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、全員賛成ということで承認されましたのでこれは県の方に送ります。
- 続きまして次のページの議案第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について利用権、これは一応事務局の説明を省きます。番号1番から3番までございます。それぞれ番号の担当委員さんの説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。それでは番号1番。はい、田中さんお願ひします。
- 19番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]
- 10番委員 補足しますと、一昨年の水害で田圃が川になったところです。それが激甚災害にかけてやっと田圃になって、だからその一昨年の、以前貸していました。だけど解約、田圃にならんということで解約して、また再度ここで設定という形で。以前ここを作っていました。再設定なのです。
- 議長 はい、番号2番については再設定ということで、今日は二人とも欠席ということで。それでは番号3番。はい、佐藤さん。
- 7番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]
- 議長 はい、わかりました。一応担当委員さんの方から説明ございました。何か質問があればどうぞ挙手をお願いいたします。ございませんか。はい、無いようでしたらこの議案28号について承認される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成

ということで承認をします。続きまして議案第29号非農地証明願について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の7ページをお開き下さい。
議案第29号非農地証明願について
議案第29号(番号1番)読み上げて説明

議長 はい、ただ今事務局より説明がございました。担当委員さんの説明をお願いいたします。はい、仲摩さんお願いします。

9番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございます。今担当委員さんより説明がございました。災害復旧で造成が終わったような状況になっております。何かご質問等があれば。はい、佐々木さん。

4番委員 元に戻ってれば非農地証明出さなくても畑になりませんか。

9番委員 畑にというより、もうバラスで。

4番委員 バラスになっている。土をもってくればいいのに。

18番推進委員 災害にあったところは農地でも申請すれば非農地は可能じゃないの。

議長 事務局何か返答。

事務局 実際の現状が耕作出来るか出来ないかというところになるかと思いません。被災を受けていても、たとえば一部だけとかであって、そこを切り取ったような形にしてなかで畑とか作れるようでしたら農地として見ることも可能ですし、今回みたいに工事、埋め上げをしないとどうしても直らないという状況でして、こういうふうに埋め上げてしまって、土でなくバラスを入れてしまった状況でしたら耕作としては難しいというところで今回非農地申請を頂いているような形にはなっております。

8番委員 災害復旧ということは元の状態に戻すということですよ。基本的には。農地でやられた、災害は農地、農地に災害復旧するということじゃないかね。私はそげえ理解している。

事務局長 農地の災害復旧でないで護岸の災害復旧をしたのではないか。

議長 一昨年七月の水害の時に、この辺は水が上がってきて、私も水害の後、私も仲摩さんもここを〇〇〇〇さんが造成するということで、そこを現地確認に行った時ですね、もう確かにそこは以前畑だったけど、もうバラスや土砂が入ってきて耕作できんからということでそのまましておった訳です。ですからまあ申請はその当時にね。その時点で非農地証明願を出していれば別に問題なかったけど。ただ今こうしてちゃんと提示されると、佐々木さんじゃないけど、上土を持ってくりゃあまた農地になるのではないか。そうしたことになるのか

- ら、逆にこういうふうに整理する前に現状の荒れたまんま申請すれば
確かにもうすんなり承認されると思うのですよ。ただこれを見ると
ね。もったいないという気がするわね。
- 8 番 委 員 議 長 事 務 局 長
この現状で言うとね。そうなるかもしれんけど。災害復旧ということ
でね。復旧と言うことは元に戻すということですよ。そこをね。
課長どうぞ。
上の写真が災害当時の写真で青くなった部分が仮復旧の状態で下の写
真は右側のちょっとコンクリが見えるぐらいが当初の高さだったそう
です。災害にあった関係で護岸を嵩上して、斜めに法を切って植生を
したのでえらい立派な土地になったみたいです。ですから会長が言わ
れたように被災の段階で、もう農地に復旧する意思がなければ、農業
委員会の方にお話を持ってきてれば、逆にもうどうしようもないねと
いうことでの理解を頂けたかと思うのですが。本人さんが言うよう
に、まだよいと周辺の方に言われたと言って、終わるまで待っていて
の非農地証明願という形になったので。そういった部分は今後も農業
委員会の方もそういう申請者の方にはもう状況が厳しくて農地に戻せ
ないという時点で申請を出していただけるようにというお話はしてい
きたいというふうに思います。
- 9 番 委 員
〇〇さんの方には今事務局長が言ったようにもう早く出さんと始末書
もんですよ。こういう工事状況で圃場がそういうふうになったから。
もう今回仕方がないけど。本来はこれ始末書書いて出さんと通りませ
んよと。
- 23 番 推 進 委 員 議 長
これはだけど上の写真ではかなり砂が入っていますね。赤で囲んでい
るところに。
入っている。それは間違いない。私たちも、一昨年ね。
- 10 番 委 員
〇〇トンネルの向こう、〇〇〇入り口の向こう側を非農地にしました
ね。あの状態ですよ。あれで申請していれば通っている訳です。
- 23 番 推 進 委 員
先にこの状態で、上の状態で申請していたら別段、まあ今回は儀礼上
始末書ということで。
- 10 番 委 員
熊谷さん、言いたいことはそこよ。あんたの管轄地でもあろうが。
- 18 番 推 進 委 員
どこね。
- 10 番 委 員
崩れとってとても非農地にならないと仕方がない所があるよね。
- 18 番 推 進 委 員
なんぼでもあるわね。
- 10 番 委 員
そういうところは早く申請しないと、工事をした後ではこういうふう
な問題になって来る。
- 4 番 委 員
現状、こういうふうになっているから前出してればいい。今度はこ

うなっている。農業委員会は現状を見て判断するからね。前を見て判断するのじゃあない。農業委員会はそれを見てどう判断するか。けど、まあ皆さんが、皆さんがもう現状を知っているからそこまで言ってもどうか。

10番委員

各農業委員さんがそういう現状を見たとき早めに上げてくれと。

9番委員

本人にもその旨言いました。

議長

仲摩委員さんが言っても、言うことを聞かなかったというから。

23番推進委員

事後処理よね。これ早く言ったら。

議長

まあそういうところでございます。いずれにしても過去にこういった水害等があれば当然こういう状況があちこちで見受けられると思います。そうなった時にはもう間違いなく農地として復旧は無理であろうといった所は早めにそういったアドバイスを地主さんにしてもらえれば、すんなりと非農地として認められる。そしてまたそこは農地として一応データから消えます。また農地パトロールやそういう時に、そういった関連もございますので、そういった時には絶対そういったアドバイスをして下さい。それじゃあ、この案件について、非農地証明願について承認される方は挙手をお願いいたします。はい、全員賛成ということで承認されました。以上で今回の案件はこれで終わります。お疲れ様でした。